

# 鋼船規則

## 鋼船規則検査要領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び  
船体艤装

鋼船規則 CS 編  
鋼船規則検査要領 CS 編

2015 年 第 1 回 一部改正  
2015 年 第 2 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 規則 第 26 号 / 達 第 27 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 2 月 23 日 理事会 承認

2015 年 4 月 22 日 国土交通大臣 認可

# 鋼船規則

規  
則

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 規則 第 26 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 2 月 23 日 理事会 承認

2015 年 4 月 22 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

### 改正その1

## 6章 二重底構造

### 6.1 一般

#### 6.1.1 適用

-2.及び-3.を次のように改める。

-1. 船舶には、船首隔壁から船尾隔壁まで、水密構造の二重底を設けなければならない。内底板は、船底を彎曲部まで保護するように船側まで達するものとし、いずれの位置においても **A 編 2.1.47** に規定するキール線から垂直上方  $h$  (m) に位置するキール線に平行な平面より上方となるよう配置しなければならない。

$$h = B''/20$$

$B''$  : **4.1.2(11)**の規定による。

ただし、いかなる場合も  $h$  は、0.76m 以上とする。また、2.0m を超えることを要しない。

~~-2. 総トン数が500トン未満の船舶、国際航海に従事しない船舶並びにその他の船舶であって当該船舶の構造、形状及びその用途等から本会が二重底構造を採用する必要がないと認める特別な理由がある場合船舶、並びに総トン数が500トン未満の船舶又は国際航海に従事しない乾舷用長さ ( $L_p$ ) が80m 未満の船舶は、二重底の一部又は全部を省略しても差し支えないことができる。~~

-3. ~~前-2.以外の船舶の液体を積載しない区画を含む~~水密区画であって、容積が過大でない箇所では、船底又は船側に損傷を受けても船舶の安全が害されないことを条件に、二重底を省略することができる。

(-4.から-7.は省略)

### 附 則 (改正その1)

1. この規則は、2015年5月8日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

## 6章 二重底構造

### 6.1 一般

6.1.3 を次のように改める。

#### 6.1.3 排水

-1. 二重底の上面の汚水を排除するため、適当な方法を講じなければならない。

~~-2. 前-1.の目的のために二重底頂部に設けるビルジだめは、軸路後端に設けるものを除き船倉の二重底には、小さなウェルを設けても差し支えないが、必要以上に深いものとしてはならず、なるべくその深さを二重底の深さの 1/2 以内としなければならない。その底板は、船底外板から 460mm 以上離さなければならない。ただし、軸路の後端においては、船底外板まで達するウェルを設けても差し支えない。~~

~~-3. その他の目的のウェル（例えば、主機関下の潤滑油用のもの）については、本章に規定する二重底と同程度の保護を与える措置が講じられていると本会が認める場合に限り、これを認めることがある。~~

~~-4. 前-2.及び前-3.に規定するウェルについては、軸路後端のものを除き、A 編 2.1.47 に規定するキール線からウェル底部までの垂直距離を 0.5m 未満としてはならない。ただし、前-1.の目的のためのウェルに代えて、本会の適当と認めるビルジタンクを設ける場合、又は船舶に応じて規則 CS 編 6.1.1-2.又は-3.に規定する二重底を省略するための要件に適合することを確認した場合にあっては、この限りではない。~~

6.1.7 を削る。

#### ~~6.1.7 ウェル~~

~~-1. 二重底には、船倉からの排水のため小さなウェルを設けても差し支えないが、必要以上に深いものとしてはならない。ただし、軸路の後端においては、船底外板まで達するウェルを設けても差し支えない。~~

~~-2. その他の目的のウェル（例えば、主機関下の潤滑油用のもの）については、本章に規定する二重底と同程度の保護を与える措置が講じられていると本会が認める場合に限り、これを認めることがある。~~

~~-3. 前-1.及び前-2.に規定するウェルについては、軸路後端のものを除き、A 編 2.1.47 に規定するキール線からウェル底部までの垂直距離を 0.5m 未満としてはならない。~~

### 附 則（改正その2）

1. この規則は、2015年5月8日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

## 1章 通則

## 1.3 材料、溶接及び構造等に関する通則

## 1.3.1 材料

-4.を次のように改める。

-4. **K 編 3 章**に規定するステンレス圧延鋼材又はステンレスクラッド鋼板を船体の主要な構造部材に使用する場合、次による。

- (1) 船体横断面の断面係数は、**15 章**の規定による値に次の係数 ( $K$ ) を乗じた値以上とすること。ただし、係数 ( $K$ ) の値は、小数点第3位以下を四捨五入した値で、~~0.720.63~~以上とする。

$$K = f_T \left\{ 8.81(\sigma_y/1000)^2 - 7.56(\sigma_y/1000) + 2.29 \right\} \quad (\sigma_y \leq 355 \text{ N/mm}^2 \text{ の場合})$$

$$K = f_T f_c (235/\sigma_y) \quad (\text{ステンレス圧延鋼材で、} \sigma_y > 355 \text{ N/mm}^2 \text{ の場合})$$

$f_c$  : 次による値。

$$f_c = 3.04(\sigma_y/1000)^2 - 1.09(\sigma_y/1000) + 1.09$$

$\sigma_y$  : **K 編 3 章**に規定するステンレス圧延鋼材又はステンレスクラッド鋼板の降伏点又は耐力の規格最小値 ( $\text{N/mm}^2$ )

$f_T$  : 次による値。ただし、 $T$  が  $100^\circ\text{C}$  を超える場合は、本会の適当と認める値とする。

$$f_T = 0.0025(T - 60) + 1.00$$

$T$  : 当該部材が接する貨物の最高温度 ( $^\circ\text{C}$ )。ただし、 $60^\circ\text{C}$  未満の場合は  $60^\circ\text{C}$  とする。

- (2) 前(1)に掲げる以外の構造及び寸法は、本会の適当と認めるところによる。
- (3) 前(1)の規定にかかわらず、応力集中が想定される箇所にあつては、係数 ( $K$ ) の下限値は 0.78 として構造及び部材寸法を算定すること。ただし、本会が適当と認める場合にあつてはこの限りではない。

## 附 則 (改正その3)

1. この規則は、2015年11月8日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

---

# 鋼船規則検査要領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

要  
領

2015 年 第 2 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 達 第 27 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

### 改正その1

#### CS1 通則

##### CS1.1 適用及び同等効力

###### CS1.1.1 適用

-1.(14)を次のように改める。

-1. *Coasting Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減

((1)から(13)は省略)

(14) 国際航海に従事しない乾舷用長さ ( $L_f$ ) が 80m 以上の船舶にあつては、次の(a)及び(b)の要件を満足する場合、規則 C 編 4.2.1-2.及び CS 編 4.2.1-2.並びに規則 C 編 6.1.1-1.及び CS 編 6.1.1-1.の規定に適合しなくても差し支えない。

(a) 以下の要件に適合する浸水警報装置が備え付けられていること。

i) **D13.8.5-3.**に適合すること。

ii) 隔壁甲板下の風雨密区画（当該区画の長さが  $33m$  以上の場合にあつては当該区画の前部及び後部の箇所）毎に、浸水警報装置の検知器（貨物倉に設置する検知器にあつては、低位及び高位レベルの検知が可能なものとすること。ここで、低位及び高位レベルとは、原則として規則 D 編 13.8.6-1.(1)に規定する水位をいう。）が備え付けられていること。この場合、風雨密区画とは風雨密の倉口、その他浸水した水の流れを制限するような開口を有する隔壁又は甲板に囲まれた区画並びに水密区画のことをいう。ただし、以下の要件に適合する水密区画については、浸水警報装置の検知器を設置することを要しない。

1) 水密区画の容積（風雨密区画の合計容積）が  $30m^3$  と当該船舶の夏季満載喫水線における  $TPC/1.025 (m^3)$  のいずれか大きい容量未満の水密区画

ここで、「 $TPC$ 」とは、毎センチ排水トン ( $t$ ) とする。（以下、同じ。）

2) 常時船員が配置されている水密区画（例えば、**規則 C 編 4.1.2(17)**に規定する機関区域。ただし、**M0** 船の機関区域は除く）

3) 満載／空倉出航状態において満載状態にある専ら液体を積載する区画又は船橋に識別可能な液面計測装置の表示器が備えられる区画

- 4) 前 1)又は 2)に規定するもの以外に、非損傷時復原性の基準を満足するために、航行上の条件として常時バラスト水による満載状態が義務付けられている区画
- iii) 船橋に浸水警報装置の警報盤が備え付けられていること。ただし、以下の要件に適合する場所としても差し支えない。
  - 1) 隔壁甲板より上方の場所であって、船橋又は居住区域に近接した場所（損傷時に速やかに駆けつけることができる場所）であること。
  - 2) すべての検知器（代替物も含む。）による浸水状況の把握が可能な場所（警報盤等が集中配置された場所）であること。
  - 3) 船橋との連絡手段が確保された場所であること。
  - 4) (b)に規定する損傷制御資料が追加で備えられていること。
- (b) 以下の内容が記載された損傷制御図が船橋に備え付けられていること。
  - i) 損傷制御資料の概要
    - 1) 資料の位置付け
    - 2) 対象とする損傷
    - 3) 資料の構成
    - 4) 資料の使用方法
    - 5) 使用にあたっての注意事項
  - ii) 計算結果による危険性判断の方法
  - iii) 損傷の影響を制御するための一般事項
  - iv) 規則 C 編 4.2 又は CS 編 4.2 による計算結果
    - 1) 計算条件、計算結果概略
    - 2) 各状態（満載状態、部分載荷状態及び軽荷航海状態）での残存性能
  - v) 損傷及び浸水制御に関する構造及び設備の配置図（ビルジポンプ等の配置）
  - vi) 浸水警報装置の取扱説明書
  - vii) 状態制御装置の取扱説明書
  - viii) 残存する可能性のある損傷ケース毎の詳細
  - ix) その他必要な事項

-2.(16)を次のように改める。

-2. *Smooth Water Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減

((1)から(15)は省略)

- (16) 国際航海に従事しない乾舷用長さ ( $L_f$ ) が 80m 以上の船舶にあつては、次の(a)及び(b)の要件を満足する場合、規則 C 編 4.2.1-2.及び CS 編 4.2.1-2.並びに規則 C 編 6.1.1-1.及び CS 編 6.1.1-1.の規定に適合しなくても差し支えない。

- (a) 以下の要件に適合する浸水警報装置が備え付けられていること。
  - i) D13.8.5-3.に適合すること。
  - ii) 隔壁甲板下の風雨密区画（当該区画の長さが 33m 以上の場合にあつては当該区画の前部及び後部の箇所）毎に、浸水警報装置の検知器（貨物倉に設置する検知器にあつては、低位及び高位レベルの検知が可能なものとする。ここで、低位及び高位レベルとは、原則として規則 D 編 13.8.6-1.(1)に規定する水位をいう。）が備え付けられていること。この場合、風雨密区画とは風雨密の倉口、その他浸水した水の流れを制限するような開口を

有する隔壁又は甲板に囲まれた区画並びに水密区画のことをいう。ただし、以下の要件に適合する水密区画については、浸水警報装置の検知器を設置することを要しない。

(1)から 4)は省略)

iii) (省略)

(b) (省略)

-3.(3)を次のように改める。

-3. *Restricted Greater Coasting Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減

((1)及び(2)は省略)

(3) 国際航海に従事しない乾舷用長さ ( $L_f$ ) が  $80m$  以上の船舶にあつては、次の(a)及び(b)の要件を満足する場合、規則 C 編 4.2.1-2.及び CS 編 4.2.1-2.並びに規則 C 編 6.1.1-1.及び CS 編 6.1.1-1.の規定に適合しなくても差し支えない。

(a) 以下の要件に適合する浸水警報装置が備え付けられていること。

i) **D13.8.5-3.**に適合すること。

ii) 隔壁甲板下の風雨密区画（当該区画の長さが  $33m$  以上の場合にあつては当該区画の前部及び後部の箇所）毎に、浸水警報装置の検知器（貨物倉に設置する検知器にあつては、低位及び高位レベルの検知が可能なものとすること。ここで、低位及び高位レベルとは、原則として規則 D 編 13.8.6-1.(1)に規定する水位をいう。）が備え付けられていること。この場合、風雨密区画とは風雨密の倉口、その他浸水した水の流れを制限するような開口を有する隔壁又は甲板に囲まれた区画並びに水密区画のことをいう。ただし、以下の要件に適合する水密区画については、浸水警報装置の検知器を設置することを要しない。

(1)から 4)は省略)

iii) (省略)

(b) (省略)

## 付録1 検査要領C編の準用

表CSを次のように改める。

表CS 検査要領対応表

規則CS編	検査要領C編	規則CS編	検査要領C編	規則CS編	検査要領C編
1.1.3	C1.1.3[注1]	14.1.3	C14.1.3	21.1.3	C23.1.3[注 <del>18</del> 19]
1.3.1	C1.1.7 C1.1.11及び C1.1.12	14.2.3	C14.2.3	21.2.1	C23.2.1[注 <del>19</del> 20]
		15.1.1	C15.1.1	21.2.2	C23.2.2[注 <del>20</del> 21]
		15.2.1	C15.2.1	21.2.3	C23.2.3
2.1.1	C2.1.1	15.2.3	C15.2.3	21.3	C23.3
2.2.2	C2.2.2	15.3	C15.4.1-2.	21.4	C23.4[注 <del>21</del> 22]
2.2.3	C2.2.3	16.3.3	C16.3.3	21.5.1	C23.5.1
2.2.4	C2.2.4	16.4.4	C16.4.4	21.5.3	C23.5.3[注 <del>22</del> 23]
3章	C3	16.5.3	C16.6.1	21.5.7	C23.5.7[注 <del>23</del> 24]
4章	C4	16.6.1	C16.7.1	21.6.5	C23.6.5[注 <del>24</del> 25]
5章	C5	16.6.2	C16.7.2	21.6.7	C23.6.7[注 <del>25</del> 26]
6.1.1	C6.1.1-1.及び-2.[注2]	17.1.1-1	C10.2.1[注 <del>7</del> 8]	21.6.8	C23.6.8
6.6.2-1	C6.4.3-2.	17.2.1	C17.1.1	21.7.1	C23.7.1[注 <del>26</del> 27]
6.7.1	C6.5.1-1.及び-4.	17.2.2	C17.1.2	21.7.2	C23.7.2
6.9	C6.8	17.2.4	C17.1.4[注 <del>9</del> 2]	21.8.1	C23.8.1[注 <del>27</del> 28]
7.5.2	C7.6.2[注 <del>3</del> 3]	17.2.5	C17.1.5	21.9.1	C23.9.1[注 <del>28</del> 29]
7.5.3	C7.6.3[注 <del>4</del> 4]	17.3.2	C17.2.2	22.2.1	C24.2.1
8.3	C7.5.3	17.3.4	C17.2.4	22.4.1	C25.2.1[注 <del>29</del> 30]
9.1.2	C9.1.2[注 <del>4</del> 5]	17.3.5	C17.2.5	22.4.2	C25.2.2
9.1.3	C9.1.3	17.4.1	C17.3.1	22.4.3	C25.2.3[注 <del>30</del> 31]
10.1.2	C10.1.2	17.4.5	C17.3.5	23.1.2	C27.1.2
10.2.3	C10.3.3[注 <del>5</del> 6]	18章	C18	23.1.5	C27.1.5
10.3.2	C10.4.2	19.2.4	C20.2.4[注 <del>9</del> 10]	23.1.6	C27.1.6
10.7.1	C10.9.1	19.2.5	C20.2.5[注 <del>10</del> 11]	23.2	C27.2
11.1.2	C11.1.2	19.2.6	C20.2.6[注 <del>11</del> 12]	24.1.1	C29.1.1[注 <del>31</del> 32] [注 <del>32</del> 33]
11.2.1	C11.2.1	19.2.10	C20.2.10[注 <del>12</del> 13]		
12.1.3	C12.1.3	19.2.12	C20.2.12[注 <del>13</del> 14]		
12.1.4	C12.1.4	19.2.13	C20.2.13[注 <del>14</del> 15]	24.1.2	C29.1.2[注 <del>33</del> 34]
12.2.1	C12.2.1[注 <del>6</del> 7]	19.3.5	C20.3.5[注 <del>15</del> 16]	24.3.2	C29.4.2
13.1.1	C13.1.1	19.4.2	C20.4.2	24.9.4	C29.7.4[注 <del>34</del> 35]
13.1.4	C13.1.4	20.2.2	C21.2.2	24.11.5	C29.12.4
13.2.3	C13.2.3	21.1.1	C23.1.1[注 <del>16</del> 17]	25.1.2	C34.1.2[注 <del>35</del> 36]
13.3	C13.3	21.1.2	C23.1.2[注 <del>17</del> 18]	26章	C35

注

[注1] C1.1.3-2.(2)(a)中、規則C編5章は規則CS編5章に、規則C編5.5.2は、規則CS編5.4.3と読替える。

C1.1.3-2.(2)(b)中、規則C編7章は規則CS編7章に、7.6.2-2.は7.5.2-1.と読替える。

C1.1.3-2.(2)(c)中、規則C編10章は、規則CS編17章に、10.2.1-2.は17.1.1-2.と読替える。

C1.1.3-2.(2)(d)中、規則C編16章は、規則CS編16章と読替える。

C1.1.3-2.(2)(e)中、規則C編18章は、規則CS編18章と読替える。

C1.1.3-2.(2)(g)中、規則C編20章は、規則CS編19章と読替える。

[注2] C6.1.1-1.中、規則C編6.1.1-2.は規則CS編6.1.1-2.と読替える。

C6.1.1-2.中、規則C編6.1.1-3.は規則CS編6.1.1-3.と読替える。

[注~~3~~3] C7.6.2中、規則C編7.6.2は規則CS編7.5.2と読替える。

[注~~4~~4] C7.6.3中、規則C編7.6.2-2., 7.7.1及び7.8.1はそれぞれ規則CS編7.5.2-1., 7.6.1及び7.6.3と読替える。

[注~~5~~5] C9.1.2中、規則C編9.2.2-2.(2)は規則CS編9.2.2-5.と読替える。

[注 56] C10.3.3 中、規則 C 編 10.3.3-1.及び-2.は規則 CS 編 10.2.3-1.及び-2.と読替える。

[注 67] C12.2.1 中、規則 C 編 12.2.1-1.および-2.は規則 CS 編 12.2.1-1.及び-2.と読替える。

[注 78] C10.2.1 中、規則 C 編 10.2.1-1.は、規則 CS 編 17.1.1-1.と読替える。

[注 89] C17.1.4 中、規則 C 編 17.1.4-2.は、規則 CS 編 17.2.4-2.と読替える。

[注 910] C20.2.4 中、規則 C 編 20.2.4 は規則 CS 編 19.2.4 と読替える。

[注 4011] C20.2.5 中、規則 C 編 20.2.4、規則 C 編 20.2.5 はそれぞれ規則 CS 編 19.2.4、規則 CS 編 19.2.5 と読替える。

[注 4412] C20.2.6 中、規則 C 編 20.2、規則 C 編 20.2.4、規則 C 編 20.2.6、規則 C 編 20.2.5 はそれぞれ規則 CS 編 19.2、規則 CS 編 19.2.4、規則 CS 編 19.2.6、規則 CS 編 19.2.5 と読替える。

[注 4213] C20.2.10 中、規則 C 編 20.2.10-2.は、規則 CS 編 19.2.10-2.と読替える。

[注 4314] C20.2.12 中、規則 C 編 20.2.12 は規則 CS 編 19.2.12 と読替える。

[注 4415] C20.2.13 中、規則 C 編 20.2.13 は規則 CS 編 19.2.13 と読替える。

[注 4516] C20.3.5 中、規則 C 編 20.3.5 は、規則 CS 編 19.3.5 と読替える。

[注 4617] C23.1.1 中、規則 C 編 23.1.1-2.(2)は規則 CS 編 21.1.1-2.(2)と読替える。

[注 4718] C23.1.2 中、規則 C 編 23.1.2 は規則 CS 編 21.1.2 と読替える。

[注 4819] C23.1.3 中、規則 C 編 23.1.3-4.は規則 CS 編 21.1.3-4.と読替える。

[注 4920] C23.2.1 中、規則 C 編 23.2.1-3., 23.2.1-4.及び 23.2.2-4.は、それぞれ規則 CS 編 21.2.1-3., 21.2.1-4.及び 21.2.2-4.と読替える。

[注 2021] C23.2.2 中、規則 C 編 23.2.2, 23.2.2-1., 23.2.2-2.及び 23.2.2-3.は、それぞれ規則 CS 編 21.2.2, 21.2.2-1., 21.2.2-2.及び 21.2.2-3.と読替える。

[注 2422] C23.4.5-2.中、 $L'$  は  $L$  と読替える。 $L$  は規則 A 編 2.1.2 による船の長さ。

[注 2223] C23.5.3 中、規則 C 編 23.5.3-5.は規則 CS 編 21.5.3-5.と読替える。

[注 2224] C23.5.7 中、規則 C 編 23.5.7-3.は規則 CS 編 21.5.7-3.と読替える。

[注 2425] C23.6.5 中、規則 C 編 23.6.5 及び 23.6.5-1.はそれぞれ規則 CS 編 21.6.5 及び 21.6.5-1.と読替える。

[注 2526] C23.6.7 中、規則 C 編 23.6.7 及び 23.6.1 はそれぞれ規則 CS 編 21.6.7 及び 21.6.1 と読替える。

[注 2627] C23.7.1 中、規則 C 編 19 章, 23.1.2-2.及び 23.7.1 は規則 CS 編 18 章 21.1.2-2.及び 21.7.1 と読替える。

[注 2728] C23.8.1 中、規則 C 編 23.8.1-1.を規則 CS 編 21.8.1-1.と読替える。

[注 2829] C23.9.1 中、規則 C 編 23.9.1 は規則 CS 編 21.9.1 と読替える。

[注 2930] 国際航海に従事しない船舶については、C25.2.1-2 の規定を適用する必要はない。

[注 2031] C25.2.3 中、規則 C 編 25.2.3 は規則 CS 編 22.4.3 と読替える。

[注 2432] C29.1.1-1.(1)中、規則 C 編 29 章は規則 CS 編 24 章と読替える。

[注 2233] C29.1.1-3.(1)(b)i)中、規則 C 編 29.4, 29.5 及び 29.6 は規則 CS 編 24.3, 24.4 及び 24.7 と読替える。

[注 2234] C29.1.2-4.(1)中、規則 C 編 29.1.2-2.は規則 CS 編 24.1.2-2.と読替える。

[注 2435] C29.7.4 中、規則 C 編 29.7.4 は規則 CS 編 24.9.4 と読替える。

[注 2536] C34.1.2 中、規則 C 編 34.1.2-1.は規則 CS 編 25.1.2-1.と読替える。

## 附 則 (改正その 1)

1. この達は、2015 年 5 月 8 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

改正その2

付録1 検査要領 C 編の準用

表 CS 中, 「[注 2]」から「[注 35]」をそれぞれ「[注 3]」から「[注 36]」に改める。

表 CS ‘注’ 中, 「[注 2]」から「[注 35]」をそれぞれ「[注 3]」から「[注 36]」に改める。

表 CS 中,

「

<b>6.1.1</b>	<b>C6.1.1-1.及び-2.</b>
--------------	-----------------------

」

の下に

「

<b><u>6.1.3</u></b>	<b><u>C6.1.3[注 2]</u></b>
---------------------	---------------------------

」

を加える。

表 CS ‘注’ に[注 2]として次の一文を加える。

**[注 2] C6.1.3 中, 規則 C 編 6.1.3-1.は規則 CS 編 6.1.3-1.に, 規則 C 編 14 章は規則 CS 編 14 章と読替える。**

附 則 (改正その2)

1. この達は, 2015 年 5 月 8 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては, この達による規定にかかわらず, なお従前の例によることができる。

## 改正その3

CS26 として次の1章を加える。

### CS26 脱出設備

#### CS26.2 油タンカーに対する特別要件

##### CS26.2.3 区画への交通

- 1. 規則 CS 編 26.2.3-2.の適用上, 「油もしくは危険な貨物を積載する計画のない」は「これらと同様の区画」のみに適用され, ポンプ室, ディープ・コファダム, パイプ・トンネル, 貨物倉, 二重船殻区画を経由して交通を行なうものとして差し支えない。
- 2. 規則 CS 編 26.2.3-3.にいう「甲板」とは, 暴露甲板をいう。

#### 附 則 (改正その3)

1. この達は, 2015年7月1日(以下, 「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては, この達による規定にかかわらず, なお従前の例によることができる。  
\*建造契約とは, 最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

#### IACS PR No. 29 (Rev. 0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは, 予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお, この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号(船番等)は, 新造船に対し船級登録を申込む者によって, 船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合, オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は, 予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において, 1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は, シリーズ船と見なす。しかしながら, 以下の条件を満たす設計変更にあっては, シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない, 又は,
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合, 当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している, 又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は, シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合, シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める

vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.

4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。

4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。